4

長崎縣 紡績女工
退職者健康狀態

長崎縣保安課工場係では未だ全國に例のない紡績女工の退職後に於ける健康狀態の調査をやつたが勤續中と異なり退職後の調査は事面倒で統計に上すまでには一通りのことではない今回のものは便宜上紡績女工の産地である南北高來郡から長崎紡績會社に去二年の操業當時から本年三月迄勤めて退職した千六十三人に就き調査したもので去る四月に着手し廿二日漸く出來上つたものである夫れに依ると死亡者は肺結核十六人其他の結核性二人現在羅病者二人結核外死亡廿四人同羅病十二人歸鄕三百十八人他の同業工場に轉じた者百十八人藝娼妓又は渡航した者卅三人各種轉業二百人結婚二百八十三人行衞不明五十五人である更に之を勤續年數に對照して見ると六ケ月未滿調査人數三百八十七人一年未滿同三百十三人二年未滿同二百卅四人三年未滿同七十九人四年未滿同卅人五年未滿同十一人五年以上同九人に對し死亡總數は六ケ月未滿十五人一年未滿十一人二年未滿九人三年未滿三人四年未滿二人五年未滿一人で六ケ月未滿は一、五%一年未滿は一、%二年未滿は二、一%三年未滿は一、三%四年未滿は六、六%五年未滿九、八%の割になつて居る尤も死亡別を明かにすると肺結核十六人其他の結核二人他は先年の流行性感冒で只一ツ失戀による身投げがある倘惜しい事には死亡者の年齢と一般との比較が未調査になつて居るが年齢は十七八歳が最も多く一般との比較調査は一寸遂げられそうにもないが女工に對しては豫め身體檢査をなして採用するのであるから一般に比較して死亡率の多いのは間違ひなからうと當局は語つて居る

炭價調々難
鑛主同盟の申合無效に歸す

全國の炭鑛業者は昨年五月鑛主同盟を組織し炭價の調節を計るべく出炭一割七歩制限を堅く申合せたが滿一ヶ年を經過した今日では

最初の申合

を確實に勵行して居るものは殆んどなく各炭鑛の內容を詳細に調査すると或者は半年或者は三ヶ月と云ふ風に全然出炭を休止せねばならぬ立場にある者が多い斯ては出炭制限の申合せに反するのみならず却て定價調節の上に影響を伴ふ事になるので差當り之等の出炭超過を如何にして防止するかが目下炭業者間の問題となつて居るが出炭制限一割七歩は不景氣炭山の經營者に取つては何等苦痛なかるべきも出炭量の如何に拘らず消化される優良炭山の經營者にありては之が爲め出炭量を減少し延いては生産費を高からしむる等の關係上鑛主同盟の申合せに拘る出炭制限を

徹底的に斷行

するは絕

何に困難であるかと云つて居るから如何に解決するかは蓋し見物であらう一方京阪を中心として炭價が現狀の儘高くならぬとすれば荷役同盟を組織し共同販賣の機關を造つて炭價を或程度まで統一しては如何と云ふ說も傳へられて居るが之に就て生ずる弊害は共同販賣に於て甲は優良炭の所有者であつて乙は不良炭所有者とする時は共同販賣部は乙の不良炭の賣行が面白くないので貯炭しなければならず自然諸掛りは嵩み經費は更に惡化し遂に投資を餘儀なくすることになるが之に對し優良炭主は相當の犧牲を拂ひ得るや否や又石炭商は特殊の反對があつて販路の確保なるものが共同販賣所に提供し得るや否や等の事情を考ふる時は

實現の困難

なるは云ふまでもない而して取扱ひの改良は一優良炭は需給常に平均し居るを以て面倒なる問題が起らず從つて諸掛りも安い譯であるが不良炭は販賣政策として優良炭と混合するを要し或は選炭は宜しくせねばならぬ如く優良炭と粗惡炭では非常なる等差を生ずるのであるが之れ

不景氣風は
勞働者の身邊に
地方も都市も並べて

下關署の人事相談部で調査した關門附近勞働者の最近の生活狀態は其一例を入質者の統計で見ると昨年末迄は其三分が勞働者で後の七分は俸給生活者の多きを占むる所となつて居たが最近二三ヶ月間の統計は之が反對となり勞働者は其七分を占め其他が三分の割合となつて居る所から見ると如何に近來の不景氣が勞働者に深く及んで居るかが察せらるる先づ都市生活者と地方人との對照をして見ると同所で隔月に施行する朝鮮北海道等の巡査募集の際の如き其七八割は殆んど地方出の農村の青年が多く比較的都市生活者に少いのは地方人が都市の人士に比較して一は其望鄕心の多いため又は濡手に粟を攫かむ樣の儲け話を夢見て募集に應じた者であらうが其大半は矢張り不景氣の影響を受け生活の困難な關係であらうと云はれて居る而して同所相談部に每日殺到する相談者の如き家賃貸借上の問題其他家庭內の問題等も可なり澤山あるが矢張り其大半を占めて居るのは地方から出て來た求職者が主であると

福岡縣 小作問題
協調比較的圓滿

福岡縣下の小作問題は他縣に比して比較的圓滿である主要なる原因は戰後地方は純然たる農業地であり他に移動する職業が存せないのさ副業に極めて有利なる種類があるので健全に協調が保存されてゐる筑豐方面の鑛山地帶では即ち農業が副業さしても差支なき勞働收益があつた爲めに爭議は起らなかつた統計によると大正九年前に十四件十年度に四十二件十一年度にては十餘件惹起した丈でそれも輕微なるもので適宜に解決が出來てゐる小作爭議の原因には(一)天災地變に由る不作(二)病害蟲に依る凶作(三)地主の異動により小作料の引上げに起因するもの(四)勞力の不足(五)大地主の土地專有による結果(六)大地主の無自覺によるもの(七)思想の惡化が其の主要なるものであるが當局は地主の懇談を開きて小作人さ協調の方法を講じ其他縣農會產業組合等の組織に依つて着々圓滿なる協定を遂げつゝあるが縣農會にて六月一日現在に於ける各郡の小作問題を調査した處によるさ殆んど爭議中なるものは存在しない郡ち爭議の結果小作地返還をなしたる郡は左の如くである

▲朝倉郡△處分濟五町三反△未處分四町五反△爭議中なし
▲糸島郡△處分濟三十一町七反△未處分一町四反△爭議中なし
▲粕屋郡△處分濟十五町△未處分なし△爭議中なし
▲筑紫郡△十年度稻作不良の影響を受け小作料減額の要求ありしも相互協調の結果解決濟
▲久留米市△處分濟十三町△未處分七反△爭議中なし

其他早良郡ニモ三村ニ小作料減額ヲ小作人ヨリ要求シタルガ総テ小作人ノ方ニ有利ニ解決シタリ、

築上小作爭議
卅町歩を地主へ返却

福岡縣築上郡上城井村字伊法寺は戶數(百廿七戶)全部小作農家であるが同村の納入米は頗る高きため小作者の苦情は年々絶へず遂に去三月頃白川小十郎松下次郎の兩氏が農民會を組織し大地主藏內、小笠原、江藤、松尾其他二三の地主へ殆ど割引の要求をなし結局地主側の譲歩的承諾となり兎も角も大問題は落着したが今回隣村下城井村赤幡でも神崎太郎氏を農民會長とし大地主末次作太郎氏一家に對し小作米の割引要求中である而して同地は從來一反歩六俵の高納米なれば之を一反四俵とし下等田六斗宛にせんとするものである然るに此の小作人の要求容れざるため小作人は結束して三十町歩を返却したので八屋署の柳署長は地方の安危に關するものだとて目下調停に努力中である